

労働者派遣契約条項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し誠意をもって本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に附随する仕様書及び実施要領（以下「仕様書等」という。）により、履行期限（以下「納期」という。）までに、甲の指示に基づき、乙の雇用する労働者を甲へ派遣し、甲の業務に従事させ、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。

(労働者派遣法に定める事項の確認)

第3条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）」に定められた業務（以下「派遣業務」という。）、人員、派遣期間、その他の事項について、確認するものとする。

(就業条件等)

第4条 甲及び乙は、互いに労働者派遣法その他関係法規を遵守することを誓約し、乙の雇用する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）の安全、衛生の確保に努めなければならない。

2 乙は派遣する労働者について労災保険に加入させ、必要がある場合には、雇用、社会保険に加入させること。なお、労働者派遣に係る交通費等は乙の負担とする。

(金銭、有価証券の取り扱い)

第5条 甲は、原則として派遣労働者に金銭、有価証券を取り扱わせないこととする。ただし、甲の責任においてなすことを防げない。

(派遣労働者の選定)

第6条 乙は、本契約に基づき派遣労働者を派遣するにあたっては、派遣業務の遂行に十分な技術、能力を有する者を選定しなければならない。

(派遣労働者の交代)

第7条 甲は、派遣された派遣労働者のうちで、派遣業務の遂行にあたり、甲の要求する資格条件による技術、能力を満たさない等著しく不適当と認められる者がある場合は、その理由を付して、乙に対し派遣労働者の交代を要請することができるものとする。

2 乙は、前項による交代要請がなされたときは、速やかに調査するものとし、当該交代要請が不当でない認められた場合には、遅延なく甲の要求する資格条件に合致する者と交代の上、派遣させなければならない。

- 3 乙は、前項による交代に当たっては、無償にて十分な引継ぎを行わせ、甲の承認を受けるものとする。

(二重派遣及び雇用の禁止)

第8条 乙は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を甲に再派遣してはならない。

- 2 甲は、乙から派遣を受けた派遣労働者を第三者に対して再派遣してはならない。
- 3 甲は、派遣契約期間中は、乙の派遣労働者を雇用してはならない。

(検査)

第9条 乙は、派遣業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、契約図書に定めるところにより、派遣業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

(派遣料金の支払)

第10条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、派遣料金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、乙から適法なる支払請求を受理した日から30日以内に代金の支払を完了するものとする。
- 3 甲は、契約の性質上、契約書に分割払を定めている場合は、既に役務等が完了した部分についてその相当額の代金を前項に準じて支払うことができる。
- 4 乙は、自己の責に帰すべき事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合は、甲に対し派遣料金の請求ができるものとする。

(支払遅延)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に定める約定期間内に当該請求に係わる代金を乙に支払わない場合

には、当該約定の支払時期到来の日の翌日から支払を了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5%の率を乗じて算出した額を遅延利息として乙へ支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(損害補償)

第13条 乙は、派遣労働者が派遣業務の遂行に伴い故意又は重大な過失により、甲に対し損害を与えたときは、誠意をもって解決にあたるものとする。

(秘密保持及び規律の遵守)

第14条 乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲に関する全ての事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。

2 甲は、派遣労働者から誓約書を徴し前項の趣旨を徹底させることとする。

3 乙は、派遣労働者に対し第1項の趣旨を徹底させるとともに、甲の規律等を遵守させなければならない。

4 乙は、前項の規定に反する行為に対し責任を負うものとする。但し、その違反が甲の派遣労働者に対する管理監督・指揮命令の責に起因する場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第15条 甲は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を乙に通知し、乙との密接な連携の下に、迅速かつ適切な処理を図るものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

この場合、第6号に該当する場合を除き、甲は解約違約金として解約金額の10パーセントの金額を乙より徴収する。

(1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。

(3) 乙が納期内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) この契約の履行に関し乙に不正又は不当の行為があったとき。

(5) 前各号のほか、この契約条項（特約条項を含む）に違反したとき。

(6) 天災その他の不可抗力による場合、又は、乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。

2 前項の遅延利息は、第11条の規定を準用する。

3 甲は、自己のやむを得ない事情により本契約の継続を必要としなくなったときは、下の各号に規定する処置を講じた上で残余の派遣契約期間の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲は、専ら甲の起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、あらかじめ1ヶ月前までに乙に解除の申入れを行うものとする。

(2) 甲は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって本契約を解除する場合には、甲の関連の役務での就労をあっせんする等により、可能な限り本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

(3) 甲は第3項により本契約を解除しようとする際には乙と十分な協議を行い、適切な前後処理方策を講じるものとする。

4 本契約の解除に際して、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、解約違約金及び残余の派遣料金の支払いについて、甲乙それぞれの責に帰すべき割合を考慮した上で決定するものとする。

5 甲は、本契約の契約期限が満了する前に本契約の解除を行う場合であって、乙

から請求があったときは、本契約の解除を行う理由を乙に対して明らかにするものとする。

(契約解除の制限)

第17条 甲は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、契約を解除することはできない。

(紛争の解決)

第18条 本契約の履行中に紛争が生じた場合は、甲・乙協議の上、円満解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、東京地方裁判所にその調停を依頼し、その裁決に甲・乙双方従うものとする。

(調査)

第19条 甲は、この契約について、必要がある場合は、乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告もしくは、資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の定める調査に協力しなければならない。

(その他)

第20条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 乙は、この契約書に記載のない事項でも、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じた場合には、そのつど甲乙協議をして、解決するものとする。